

参考資料2 公務における共済職域（共済年金の職域部分）・退職手当制度の実態

対象：行政職俸給表（一）適用職員で平成17年度中に勤続20年以上で退職した者

1 共済職域及び退職手当の支給状況

退職事由別退職者数及び平均退職給付額

退職事由	退職者数 (人)	年金現価額 (千円)	退職手当 (千円)	退職給付総額 (千円)
定 年	1,506	2,393	26,030	28,422
勸 奨	2,067	2,085	28,373	30,458
合 計 (割合(%))	3,573 -	2,214 (7.5)	27,386 (92.5)	29,600 (100.0)

(注) 1 共済職域の年金現価額は官拠出分の額である。

(注) 2 退職給付額には、民間企業に対応する退職者のいない勤続50年のもの1名を含んでいるため、別表第7の公務員退職給付(29,601千円)とは異なった額となっている。

(注) 3 退職給付総額は、端数処理の結果、年金現価額と退職手当の合計額と一致しない場合がある。

(注) 4 勤続20年以上の退職者は、この他に「自己都合」等で454人いる。

集計結果は国家公務員共済組合及び総務省人事・恩給局からデータの提供を受け、人事院職員福祉局で集計したものである。

<参 考> 退職事由別退職者数及び平均退職手当

退職事由	退職者数 (人)	平均退職手当 (千円)
定 年	1,708	25,716
勸 奨	2,298	28,256
自己都合	1,321	5,694
そ の 他	929	3,370
合 計	6,256	19,103

(注) 1 勤続年数に関わらず平成17年度に退職した行政職(一)適用職員全員を対象にしたものである。

(注) 2 退職事由の「その他」は死亡、任期終了等である。

2 国家公務員の共済職域（共済年金の職域部分）の概要

(1) 共済職域創設の経緯

昭和60年の公的年金制度改正の際、全国民共通の基礎年金制度が導入され、共済年金はその上乘せとして厚生年金と同様の算定方式による報酬比例年金とされ、同時に職域部分が加算されることになったもの（昭和61年4月1日施行）。職域部分の水準は厚生年金相当部分の20%、基礎年金も含めた全体の8%強とされている。

(2) 共済職域の受給資格・算定方式

職域部分は、年齢が60歳以上（昭和28年4月2日以降生まれの者から段階的に65歳）で、組合員期間等（他の公的年金制度の加入期間含む。）が25年以上、組合員期間が1年以上の者に次の（ ）の合計額が支給される。

）平成15年3月以前の組合員期間に係る額

平均標準報酬月額 × 給付乗率1.5/1000 × 組合員期間の月数 × 物価スライド

）平成15年4月以後の組合員期間に係る額

平均標準報酬額 × 給付乗率1.154/1000 × 組合員期間の月数 × 物価スライド

給付乗率は、昭和21年4月2日以後生まれの者の平成18年度の年金額の算定に用いられている率であり、組合員期間20年未満の場合は2分の1となる。

< 参 考 > 厚生年金と共済年金の給付額の試算 [40年加入の場合]

[厚生年金]		[共済年金]	
	(企業年金)		
夫	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 100,575円 <small>(330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>	20% → 職域部分 20,115円 <small>(330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>	← 8.7%
分	老齢基礎年金 66,008円	退職共済年金 (報酬比例年金) 100,575円 <small>(老齢厚生年金と同じ)</small>	夫
妻	老齢基礎年金 66,008円	老齢基礎年金 66,008円	分
		老齢基礎年金 66,008円	妻

(注) 1 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円 × 0.917)を年金算定上の報酬額として機械的に計算したもの。

(注) 2 年金の額は、平成18年度価格。

3 国家公務員の退職手当制度の概要

(1) 退職手当の算定方法

退職手当は職員が退職した場合に国家公務員退職手当法に基づいて次の算定方式により支給される。

(平成18年3月31日まで)

退職手当 = 退職日現在の俸給月額 × 退職理由別・勤続期間別支給率

(平成18年4月1日から)

退職手当 = 基本額 (退職日現在の俸給月額 × 退職理由別・勤続期間別支給率) + 調整額

<参 考> 定年・勸奨、自己都合の勤続期間別支給率

勤続年数 退職事由	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	42年
定年・勸奨	5.0 (5.0)	10.0 (10.0)	19.375 (15.5)	30.55 (27.3)	41.34 (42.12)	50.7 (51.48)	59.28 (59.28)	59.28 (59.28)	59.28 (59.28)
自己都合	3.0 (3.0)	6.0 (7.5)	12.4 (12.4)	23.5 (21.0)	33.5 (33.75)	41.5 (41.25)	47.5 (47.5)	53.5 (53.75)	55.9 (56.25)

(注) ()内の数字は平成18年3月31日までの支給率

(2) 調整額

職員が退職前に属していた指定職の号俸、俸給表の職務の級ごとに定める調整月額 (指定職6号俸以上79,200円～行政職(一)3級16,700円)のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額となる。

(3) 定年前早期退職者の特例

定年前10年以内に勤続25年以上の職員が勸奨等により退職した場合、定年前の残年数1年につき退職日の俸給月額に2%割増して基本額を算定する。ただし、事務次官・外局長官クラスの者については割増非適用、本省局長クラス等以上は2%が1%になる。

(4) 退職手当の改正経緯 (官民比較の結果によるもの)

見直し年 調査	昭和48年 昭和46年	昭和56年 昭和53年	昭和60年 昭和58年	平成15年 平成13年
比較結果	官が民を約2割下回る	官が民を約1割上回る	官と民はほぼ均衡	官が民を5.6%上回る
内 容	・勤続20年以上の退職者(自己都合を除く)の1年当たり支給率を、当分の間20%増	・48年改正による20%増を10%増に改正	・勤続31年以上の退職者の1年当たり支給率を10%引き下げ等 ・定年前早期退職特例措置の新設	・56年改正による10%増を4%増に引き下げ ・定年前早期退職特例措置の見直し等

(注) 平成13年の調査は、総務省人事・恩給局が実施